

令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領
測量・建設コンサルタント等業務

厚生労働省（以下「当省」という。）における、令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査（測量・建設コンサルタント等業務）（以下「競争参加資格」という。）の資格申請につきましては、令和6年12月2日より申請の受付を開始いたしますので、申請を希望される方は、以下の要領をご確認の上、申請手続を行っていただきますようお願いいたします。

競争参加資格の定期申請に当たりましては、原則、国土交通省が開設している「令和7・8年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により、電子申請を行っていただきますようお願いいたします。インターネット一元受付による申請の場合、インターネット一元受付に参加している当省以外の各府省庁等全てに同時申請が可能です（競争参加資格の付与は府省庁ごとで個別に行います）。

随時申請や設計共同体等、電子申請に対応していない申請については、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地）の都道府県に対応するブロック内の当省の申請受付機関あてに申請書及び添付資料（以下「申請書類等」という。）を提出してください。

- 令和7・8年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付専用ホームページ
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002338.html
※ 本ページから当省あて申請を行われた場合は、本要領に基づく申請は不要です。
- 厚生労働省資格審査 申請書類受付機関一覧
（定期審査で紙申請を行う場合又は随時審査の場合）
<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/hyo.html>

記

- 1 競争参加資格の有効期限
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 競争参加資格の申請期間
 - (1) 定期申請 令和6年12月2日から令和7年1月15日まで
 - (2) 随時申請 令和6年1月16日から令和9年2月1日まで

※ 随時申請の場合（令和7年1月16日以降の申請）、当省から送付する「資格審査結果通知書」を付与した日から効力を有することとなるため、原則として、

 - ① 令和7年1月16日から同年3月31日までに申請をされた分について

ては、令和7年5月1日から

- ② 令和7年4月1日以降に申請をされた分については、申請月の翌々月1日から令和9年3月31日までを有効期間とする資格となりますのでご留意ください。

※ 郵送の場合は書留郵便とし、申請期間内必着とします。また、上記期間のうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は、郵便物の受領及び受付処理を行うことができませんのでご留意ください。

3 申請用紙について

当省ホームページからダウンロードした申請用紙又は同ページに掲載されている申請受付機関において配付された申請用紙を使用してください。

なお、返信用封筒等は必要ありません。

(注) 様式変更が行われていますので、必ず最新の様式を御利用ください。

4 提出書類等

(1) 一般申請の場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式1） [1部]
- ② 測量等実績調書（様式2） [1部]
- ③ 技術者経歴書（様式3） [1部]
- ④ 営業所一覧表（様式4） [1部]
- ⑤ 登記事項証明書又はこの写し（法人の場合） [1部]
- ⑥ 登録証明書等又はこの写し [1部]
- ⑦ 財務諸表類 [1部]
- ⑧ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その2）と、別紙第9号書式（その3の2）若しくは（その3の3）。発行日から3か月以内のもの。以下同じ）の写し [1部ずつ]

(2) 共同企業体として申請する場合

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1） [1部]
- ② 測量等実績調書（様式2） [1部]
- ③ 技術者経歴書（様式3） [1部]
- ④ 営業所一覧表（様式4） [1部]
- ⑤ 登記事項証明書又はこの写し（法人の場合のみ） [1部]
- ⑥ 登録証明書又はこの写し [1部]

- ⑦ 財務諸表類（貸借対照表、損益計算書等） [1部]
- ⑧ 納税証明書の写し [1部]
- ⑨ 設計共同体協定書の写し [1部]

(3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合で、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合（以下「官公需適格組合」という。）として申請する場合

(1) に基づく書類に加えて、官公需適格組合証明書の写しを提出してください。

5 提出書類の作成方法
別紙のとおり

6 申請の方法

「令和 7・8 年度定期競争参加資格インターネット一元受付」を活用した電子申請、又は、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地）の都道府県に対応するブロック内の申請受付機関（当省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査申請書類受付機関一覧」を参照）あてに申請書類等を郵送により提出し、申請を行ってください。

※ 電子申請は定期審査時のみ申請可能です。

※ 申請書類等は申請受付機関のいずれか一つの機関に提出すれば、他の機関への申請は不要です。

7 変更の取扱い

当省あて資格申請後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届に必要な事項を記載し、必要書類を添えて、速やかに申請受付機関へ届け出を行ってください。

※ 「令和 7・8 年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により申請された場合においても、変更届及び添付資料（以下「変更届等」という。）は申請受付機関あてに郵送で提出いただく必要があります。

【変更届出事項】

- ① 本社（店）の住所及び電話番号（FAX 番号も含む。）
- ② 商号又は名称
- ③ 代表者の氏名又は役職
- ④ 競争参加資格希望業種区分
- ⑤ 申請を希望する地域
- ⑥ 廃業（一部廃業含む。）
- ⑦ その他の事由により認定を取り下げる場合

※ 個人から法人へ移行した場合には、廃業の届出に法人の新規申請書類を添えて提出してください。

※ 上記①～⑦以外の変更については、届け出の必要はありません。

(届け出を必要としない例)

- | |
|--------------------|
| ① 支社、支店及び営業所の住所 |
| ② 支社、支店及び営業所の郵便番号 |
| ③ 支社、支店及び営業所の電話番号 |
| ④ 支社、支店及び営業所のFAX番号 |
| ⑤ 支社、支店及び営業所の名称 |
| ⑥ 支社、支店及び営業所の一つが廃業 |
| ⑦ メールアドレス |
| ⑧ 代表者印の変更 |

[提出書類]

競争参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）（様式6）

[1部]

[添付書類]

- ① 住所及び電話番号（FAX番号を含む。）、商号又は名称、代表者の変更の場合
ア 法人の場合（支社（店）、営業所等を除く。）

登記事項証明書の写し [1部]

- イ 個人の住所に係る変更

住民票の写し [1部]

- ② 競争参加資格希望業種区分の変更の場合

申請書（様式1-2及び1-3）、登録証明書等の写し及び財務諸表類 [各1部]

- ③ 申請を希望する地域の変更の場合

営業所一覧表 [1部]

- ④ 廃業（一部廃業含む。）の場合

登記事項証明書又は測量法第55条の9の廃業届の写し [1部]

8 再審査の取扱い

競争参加資格を得た者が、以下の事由に該当し、再審査を希望する場合は、受付機関に申し出てください。なお、資格の有効期限内において、これら以外の事由による等級決定後の再審査は、原則として行いません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた場合

(2) 合併又は分社により新たに会社が設立された場合

提出書類については、下記①及び②の代表的な例を参考としてください。

なお、合併後・分社後の事業場の状況や本資格の取得可否によって、その取扱いが異なるため、申請を希望される場合は、事前に申し出てください。

各書類の写しについては、ほぼ原寸大で、内容が鮮明であるものを提出してください。

① 合併による再審査の申請方法

ア A社とB社が合併してC社となる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（C社）
- ・競争参加資格の変更届一式（資格の取下げ）（A社、B社）
- ・合併に係る契約書等の写し（合併を証明する書類）

イ A社とB社が合併してA社となる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（新A社）
- ・競争参加資格の変更届一式（資格の取下げ）（旧A社、B社）
- ・合併に係る契約書等の写し（合併を証明する書類）

② 分社による再審査の申請方法

ア A社が分社してB社とC社になる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（B社、C社）
- ・競争参加資格の変更届一式（資格の取下げ）（A社）
- ・分社に係る契約書等（分社を証明する書類）の写し

イ A社が分社してA社とB社になる場合

<提出書類>

- ・一般競争参加資格申請書類一式（B社）
- ・競争参加資格の変更届一式（資格の取下げ）（A社が分社によって資格を失う場合）
- ・分社に係る契約書等（分社を証明する書類）の写し

9 再発行の取扱い

通知書の再発行については、以下の見本を参考に作成し、受付機関へ提出してください。

資格審査結果通知書再発行請求書

1. 再発行理由 紛失したため。
2. 登録番号 ×××-××××××
3. 商号又は名称 フリガナ コウセイロウドウショウ
株式会社 厚生労働省
4. 代表者氏名 フリガナ コウセイ ジロウ
厚生 次郎
5. 住所 〒100 - 8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
6. 資格の種類 (該当するものに「○」をつけてください。)
建設工事 ・ **測量・建設コンサルタント等業務**
7. 担当者氏名 フリガナ コウセイ ハナコ
厚生 花子
8. 担当者電話番号 03 - 5253 - 1111

令和 7 年 6 月 1 日

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

商号又は名称 株式会社 厚生労働省

代表者名 厚生 次郎

1 0 資格の取消し

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は、記載をしなかったことが分かった場合は、その資格が取り消されることとなります。

1 1 その他注意事項

提出書類の各様式は、ボールペン等（鉛筆は不可）により楷書で記入してください。

なお、提出書類に用いる文字は、JIS 第一水準・第二水準に規定されているものに限りませので、それ以外の漢字については類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
（様式1）の作成方法

※申請書の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）としてください。

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないでください。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けてください。なお、「1新規」は、当省に対して過去に1度も申請を行っておらず、初めて申請をする場合となりますのでご注意ください。
- (3) 「05 適格組合証明」欄は、官公需適格組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
- (4) 「07 法人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください。
法人番号が不明な場合は、国税庁法人番号公表サイト等を参照の上、記載してください。
URL <<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>>
個人の場合など、法人番号が付与されていない場合は、斜線を引いてください。
- (5) 「08 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記入してください。
 - ① フリガナの欄は、カタカナで記入してください。
なお、「09 商号又は名称」欄の「株式会社」等、法人の種類を表す文字については、フリガナを省略しても構いません。
 - ② 「08 本社（店）住所」欄での「丁目」、「番地」等は「-（ハイフン）」により省略して記入してください。

(例)

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

東京都千代田区霞が関1-2-2

- ③ 「09 商号又は名称」欄での「株式会社」等、法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いてください。

なお、該当する略号がない場合は、略さずに記入してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例)

チヨダソクリョウ

(株) 千代田測量

- ④ 「10 代表者氏名」欄、「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けてください。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チヨダ タロウ

千代田 太郎

- ⑤ 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」欄及び「14 本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切って記入してください。() は使いません。

(例)

- ⑥ 「15 電子入札用 I C カードの登録番号」欄は、政府電子調達システム (G E P S) の利用者登録等で民間認証局が発行した電子証明書を保有している場合は、企業 I D (複数ある場合は代表的なものを 1 つ) を記入してください。

なお、電子証明書を保有していない場合は、「なし」と記載してください。

- ⑦ 「16 メールアドレス」欄は、資格申請に係る当省からの連絡や照会等に対応できるアドレスを記入してください。

なお、メールアドレスを保有していない場合は、「なし」と記入してください。

- ⑧ 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用します。なお、代理申請をする場合は、委任状が必要となりますので、下記 2 (9) を参照してください。

また、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、代理申請とはなりませんので、本欄への記載は不要です。

- (6) 「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

- ① 測量業者・・・測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 55 条による登録を受けている場合。
- ② 建築士事務所・・・建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条による登録を受けている場合。
- ③ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程 (昭和 52 年建設省告示第 717 号) 第 2 条による登録を受けている場合。
- ④ 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程 (昭和 52 年建設省告示第 718 号) 第 2 条による登録を受けている場合。
- ⑤ 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程 (昭和 59 年建設省告示 1341 号) 第 2 条による登録を受けている場合。
- ⑥ 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 38 年法律第 152 号) 第 22 条による登録を受けている場合。
- ⑦ 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法 (昭和 25 年法律第 228 号) 第 8 条による登録を受けている場合 (土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。)
- ⑧ 司法書士・・・司法書士法 (昭和 25 年法律第 197 号) 第 8 条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計量証明事業者・・・計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 107 条による登録を受けている場合。

⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名が空白の欄に記載する。

(7) 「19 設立年月日 (和暦)」欄は、登記事項証明書記載の成立年月日を記載してください。個人の場合は、記入不要です。

(8) 「20 みなし大企業」欄は、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は、出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業 (みなし大企業) は、「下記のいずれかに該当する」にを入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にを入れてください。

(9) 「21 測量等実績高」の各欄は、次により記入してください。

① 下表により、競争への参加を希望する業種 (以下「競争参加資格希望業種」という。) の「①競争参加資格希望業種区分」の「コード」欄の 3 ケタの番号を○で囲み、②～⑤について記入してください。

コード	業 種	業 務 内 容
601	測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
602	建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般、専門 (意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、電気設備積算、調査)
603	土木関係建設 コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川・砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、建設環境、その他
604	地質調査業務	地質調査
605	補 償 関 係 コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	そ の 他	

② 「②直前 2 年度分決算」、「③直前 1 年度分決算」及び「④直前 2 ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記入して下さい (決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「②直前 2 年度分決算」及び「③直前 1 年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうちの右側のみ記入します。また、消費税を含まない額を記入することとし、千円未満は四捨五入します。)

なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日（申請しようとする日の直前の事業年度の終了日。以下同じ。）の直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（※）をそれぞれ指します。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係わるものに限ります。）を含めた実績を記入してください。

競争参加資格希望業種区分欄において「その他」とされている部分については、申請業種以外の実績高を記入し、合計欄を損益計算書の売上高と一致させてください。

※ 1年間の決算しかない場合は、「③ 直前1年度分決算」の金額を「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」に記載してください。

③ 「⑤申請を希望する地域」欄は、厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省資格審査申請書類受付機関一覧」を参考に、複数のブロックに申請を希望する場合に、同欄の枠内に記載してある地域名の下欄に競争参加資格希望業種ごとに○印を付けてください。

(10) 「22 有資格者数」欄は、厚生労働省が指定する資格者の範囲に従い当該職員数を記入してください。

なお、一人で複数の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、一人で1、2級、士、士補の資格を有している者がある場合は上位の資格のみ計上することとし、協力関係にあつても別企業の職員は含めないこととします。また、1級建築士の免許を受けている者であつて、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている場合は、1級建築士の欄にのみ記載してください（虚偽の記載などが発覚した場合、不受理又は資格の取消となりますのでご注意ください。）。

記載事項が1枚の様式に収まらない場合は、2枚目の同一様式を使用しても差し支えありませんが、裏面に記載するときは表面にその旨を記載してください。

(11) 「23 自己資本額」の各欄は、次により記入してください。

① 「①株主資本」欄は、払込済資本金に新株申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載して下さい。

（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）

併せて、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に払込済資本金の額を内数で記載してください。

また、個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事

業主借入金＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額)－事業主貸で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とします。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表に無いため、⑤計(P)欄には同じ金額が入ります。

なお、個人(白色申告)の方は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となります。

- ② 「②評価・換算差額等」欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合にはその額を記載してください。
- ③ 「③新株予約権」欄は、新株予約権があった場合にはその額を記入してください。
- ④ 「④新株引受権」欄には、新株引受権があった場合にはその額を記載してください。

(12) 「24 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、記入不要です。

(13) 「25 貸借対照表」の「①流動資産」及び「②流動負債」の各欄は直前1年度分決算により記入してください。また、「③固定資産」及び「④総資本額」は記入不要です。

(14) 「26 経営比率」の「②流動比率」欄は、「25 ①流動資産」を「25 ②流動負債」で除した数に100を乗じた数を、小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記入してください。また、「①総資本純利益率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は記入不要です。

(15) 「27 外資状況」欄は、外資系企業(日本国籍会社を含みます。)の場合に、該当する会社の区分の番号(1、2、3のいずれか)に○印を付するとともに、[]内に国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。

「2 日本国籍会社(外資比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社を指します。

なお、資本に外資が入っていない場合は記入不要です。

(16) 「28 営業年数等」の「④営業年数」欄は、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間を記入してください。

なお、1年未満の期間は、切捨てます。

(17) 「29 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄は、審査基準日の前日において雇用期間を特に限定することなく雇用された者の

うち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を記入してください。また、「④計」の欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

2 添付書類の作成方法

(1) 測量等実績調書（様式2）

直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について、登録を受けた業種別又はその他の営業の種類別に作成してください。

なお、「下請」で事業を実施している場合は、「注文者」の欄に元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載してください。

また、「測量等対象の規模等」は、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載し、「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載してください。

(2) 技術者経歴書（様式3）

当該様式については、作業従事者の「氏名」(※1)、「法令による免許等」(※2)の取得年月日、「実務経歴」(※3)、実務経験年月数について、業種（土木・建築若しくは設備又は職種）別に作成してください。

※1 「氏名」欄は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて記載し、その直前上位に（）書きで当該営業所名を記載してください。

※2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による技術若しくは技能の認定を受けたものを記載してください。（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）

※3 「実務経歴」の欄には最近の実務実績から記載し、測量・建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載してください。

(3) 営業所一覧表（様式4）

測量・建設コンサルタント等業務を実施する全ての本店又は支店等営業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号及び営業区域(※1)について、申請日現在の状況を記載(※2)してください。

※1 「営業区域」欄については、申請する営業所の「営業区域」に該当する都道府県のコード番号を下記の一覧表から選択・記載してください。

※2 記載事項が1枚の様式に収まらない場合は、2枚目の同一様式を使用しても差し支えありませんが、裏面を使用する場合は、表面に「裏面へ続く」旨の注記を記載してください。

コード	都道府県名										
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(4) 登記事項証明書又はこの写し

商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等で、登記簿に記録されている事項を証明した書面。

なお、申請時に必要な登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」となりますのでご注意ください。

(5) 登録証明書等又はこの写し

1 (6) の①から⑩までに掲げた各登録等について、登録官署が発行する証明書又はこの写し。

なお、一般競争入札への参加を希望しない事業に係る証明書については、提出を要しません。

(6) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、利益金処分（損失処理）計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表など（個人に当たっては、貸借対照表、損益計算書などこれらに類する書類）。

なお、確定申告時に税務署に提出した書類を提出してください（申請者自らが作成した独自書式の財務諸表や確定申告前の試算表は財務諸表類とは認められませんのでご注意ください）。

(7) 申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し、建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条の登録業者である場合、各登録規定による現況報告書の副本の写しの提出をもって、技術者経歴書（様式3）、営業所一覧表（様式4）、

登記事項証明書、登録証明書及び財務諸表類の添付を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、確認済となっているものでなければなりませんのでご注意ください。

(8) 納税証明書の写し

直前1年間における法人税（法人の場合）または所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書を指します（提出要領4の⑧参照）。

(9) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から代理人に対し、競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成し、提出してください（必ず正本（原本）を提出してください。）。

(10) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類（登記事項証明書、登録証明書等、納税証明書）については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、内容が鮮明（印影部分を含む）であるものを提出してください。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式1）の「08 本社（店）住所」欄は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

(2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式1）の「09 商号又は名称」欄は、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

(3) 納税証明書や登記事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合で、身元証明書等を含みます。）については、本国の管轄官庁または権限のある機関の発行する書面とすることができます。

(4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する場合は、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額とします。